

国民生活審議会消費者政策部会第2WG（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成18年6月29日（木）10:00～11:30
2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室
3. 出席者
(第2WG) 山本座長、大村(多)委員、岳野委員、長田委員、原委員、山口委員
(事務局) 田口局長、堀田審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、鈴木消費者団体訴訟制度検討室長、高根沢消費者情報室長、山崎補佐ほか
4. 概要
 - (1) 資料（消費者基本計画の検証・評価・監視について（案））の説明
事務局から、「消費者基本計画の検証・評価・監視について（案）」についての説明が行われた。
 - (2) 消費者基本計画の検証・評価・監視について（案）の審議
 - 主な意見は次のとおり
[今後の重点的取り組み]
 - ・特定商取引法における検討
 - 「通信販売及び電話勧誘販売に関して都道府県知事が処理することができる事務の範囲等について検討する」については、「平成19年度までに一定の結論を得る。」とされているが、平成18年度中に出来るのではないか。
 - ・商品取引所法等の厳正な運用とより包括的な金融サービス法制の検討
 - 「…海外商品先物取引において、今後、トラブルの拡大等の事態が生じた場合には、委託者保護のための方策について検討する。」とされているが、海外商品先物のトラブルは今でもかなり問題となっている。今以上にトラブルが拡大してから検討するのでは遅いので、この記載ぶりを変更すべきである。
 - 金融商品に係るトラブルに関し、事前予防のための施策と被害者救済スキームについて速やかに検討すべきである。
 - ・多重債務問題への対応
 - 消費者からの申立てに基づき行政が法令違反行為の調査を行い、然るべき対応する仕組みや、法令違反によって得た収益を被害者に返還する仕組みを検討していくべきである。
 - ・悪質な勧誘販売行為を助長する不適正与信の排除
 - クレジット会社の加盟店管理の責任の問題、既払金の返還等について検討すべきである。
 - ・ITを利用した取引における利用者保護ルールの検討
 - ADR 機関は立ち上がったばかりだが、非常に期待が大きい。全国の被害者の方にきちんと対応できるようなものにしていくべきである。
 - ・消費者団体訴訟制度の導入
 - 『「消費者契約法の一部を改正する法律」が平成19年6月7日から施行されることから、…消費者団体訴訟制度の円滑な導入に向けて準備を進める。」とされているが、適格消費者団体への情報面における十分な支援措置を盛り込むべきである。
 - 「独占禁止法及び景品表示法における団体訴権の導入について検討する。」とされているが、「消費者団体訴権の導入…」とすることは出来ないか。

- ・消費者からの苦情相談の活用
 - 執行強化のため、P I O-N E Tの情報を経済産業省とオンラインで結ぶべきである。オンライン化に反対する自治体はないと認識している。また、「平成19年に一定の結論を得る。」とされているが、もっと早く結論を出すべきである。
 - 被害状況に鑑みれば早急に検討すべきである。
- ・各種金融取引を持ちかける不当勧誘の排除
 - 無登録業者への直罰規定、不当な勧誘行為がなされた場合その取引が無効になるような民事法制度、不招請勧誘の禁止について検討すべきである。
- ・エレベータの安全性の確保
 - エレベータだけではなく、広く製品事故の情報を収集し、安全性を確保するための施策を検討すべきである。

(3) 資料2「検証・評価・監視シート」の審議

- ・景品表示法の厳正な運用
 - 景品表示法に課徴金制度を導入するとともに、表示だけでなく勧誘行為も規制できるように検討すべきである。
 - 景品表示法だけではなく独占禁止法も重点施策とし、本審議会で審議するようにすべきである。
- ・架空請求・不当請求の排除/架空請求等に関する対策のフォローアップ
 - 監視の項目において、地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した悪質商法への対策を記載すべきである。

(4) WG意見のとりまとめ

本日の討議を踏まえ、とりまとめを座長に一任することとされた。

(5) その他

国民生活審議会第4回消費者政策部会は、7月12日(水)10時からの予定。

以 上